

記者発表資料

平成30年5月28日
九州地方整備局
佐伯河川国道事務所

河川堤防の刈草を無償提供します ～番匠川水系の刈草を有効活用してみませんか～

国土交通省佐伯河川国道事務所では、河川流域の安全を守るべく、堤防の異常を早期に発見するために、堤防の除草を実施しています。

除草により発生する刈草について、資源の有効活用や除草費用のコスト削減を図るため、平成15年度より番匠川水系の刈草を地域の皆様に無償で提供する取り組みを実施しています。

今年度も有効活用やコスト削減を図るため、番匠川水系の除草により発生する刈草を無償で提供いたします。

なお詳細は、別紙のチラシ、または佐伯河川国道事務所ホームページをご覧ください。

1. 提供時期及び場所

- ①時期 : 5月下旬～11月下旬の予定
②場所 : 下記4. 佐伯出張所にお問い合わせ下さい。
現場施工状況により変更になる場合があります。

2. 提供方法

- ①申込み順で提供します。(申込み多数の場合は提供できない場合があります)
②刈草の積込・運搬は原則として希望者での対応となりますが、事情により積込・運搬が出来ない場合は、別途ご相談ください。

3. 申込み方法等

- ①申込み締切日 : 除草作業期間 随時
②申込み方法 : 申込書にご記入のうえ、持参若しくはFAXにて申込みください。
申込書は事務所HPからダウンロードしていただくか佐伯出張所にて入手願います。

HPアドレス : <http://www.qsr.mlit.go.jp/saiki/>

4. 刈草に関する問い合わせ先

佐伯市城南町31-10
佐伯河川国道事務所 佐伯出張所
電話 : (0972) 22-1794
FAX : (0972) 22-1795

【記者発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 佐伯河川国道事務所 河川管理課長 いのうえ 井上 むねお 宗雄
電話 : 0972-22-1880 (代) FAX : 0972-23-2799

佐伯出張所長 なかむら 中村 とよき 豊樹
電話 : 0972-22-1794 (代) FAX : 0972-22-1795

河川堤防の刈草を無償で提供いたします！

5月～7月と8月～11月に
除草を行います。

○刈草の有効活用について

国土交通省佐伯河川国道事務所では、河川流域の安全や環境を守るべく、堤防の異常を早期に発見するために、河川に堤防除草を実施しています。

これらの刈草について、資源の有効活用や除草コストの削減を図るため、番匠川水系の刈草を地域の方々に無償で提供する取り組みを実施します。

番匠川水系の刈草を使ってみたい方は、下記連絡先へご連絡下さい。

- 刈草の提供時期 5月下旬～7月下旬 8月中旬～11月下旬
 - 受渡し場所
 - ・佐伯出張所へご確認下さい。
 - 提供の優先順位
 - ・申し込み順（申し込み多数の場合は提供できない場合があります）
- ※受渡し時期・場所等は、変更になる場合があります。

注意！！

- 提供できる量、時期には限りがありますので、お問い合わせ下さい。
- 原則として現地まで取りに来て頂くようお願いしていますが、事情により積込・運搬が困難な場合は、別途ご相談下さい。

○申込み方法について

住所・氏名・連絡先・利用目的・希望数量等を申込書に、ご記入のうえ持参若しくはFAXにて申込み下さい。

受付：平日 9:00～17:00

○申込み・問い合わせ先

佐伯市城南町31-10

佐伯河川国道事務所 佐伯出張所

電話：(0972)22-1794

FAX：(0972)22-1795

- 詳細は、別添の募集要項をご覧ください。



除草作業



集草作業



集草状況



持出作業

※運搬は希望者にて対応願います。

～堤防の刈草を使ってみませんか～

刈草の引取り希望者を募集します

【募集要項】

佐伯河川国道事務所では、河川流域の安全や環境を守るべく、堤防の異常を早期に発見するために、定期的に除草作業を実施しており、刈草を希望者に無償で提供します。

引取りにおける条件と注意事項を下記に示しますので、ご理解のうえお申し込み下さい。

【引取り条件】

- ・刈草を自ら利用される方に限ります。(営利目的の方への提供はできません)
- ・申し込み順に提供します。(希望する量が確保できない場合があります)
- ・刈草の積込・運搬は、原則として引取り希望者にて作業頂きますが、事情により積込・運搬が出来ない場合は、別途ご相談下さい。
※引取量が大量となる場合には、別途ご相談ください。

【引取りにおける注意事項】

- ・刈草の積込・運搬時等の作業中に、堤防や樋管等の施設に損傷を与えないようお願いします。
万が一、損傷を与えた場合は、原因者の責任において佐伯河川国道事務所の指示のもとに、原形に復旧していただきます。
- ・搬出する刈草等の飛散防止のための安全対策には十分注意し、万が一、けが等を負わせた場合は、原因者の責任において対応していただきます。
また、飛散した場合には清掃を行ってください。
- ・刈草実施前には、大きな異物を除去しておりますが、取り切れないゴミ等異物が混入している場合があります。
- ・河川堤防には、いろいろな種類の草が混在しております。希望される方で、用途に適合しているか判断願います。万が一、提供した刈草により農作物及び家畜等に事故等が発生しても、佐伯河川国道事務所は一切の責任を負いません。
- ・引取り後の刈草は、不法投棄や転売をしないようにしてください。

○申し込み・問い合わせ先

佐伯河川国道事務所 佐伯出張所

【電 話】 0972-22-1794

【F A X】 0972-22-1795

刈草引取り申込書

佐伯出張所管内の除草作業で発生した刈草について、当方で引取りたく申し込みします。

住 所 : 〒 _____

電話番号 : _____

希望数量 : _____ (目安で結構です)

(例：軽トラック 5台分 等)

用 途 : 家畜の飼料 ・ 敷きワラ ・ 堆肥 ・ その他 (_____)

引き取った刈草は、不法投棄や転売をしないよう責任を持って管理し、上記申し込み事項及び注意事項（別紙）に基づき有効利用することを確約します。

平成 年 月 日

国土交通省 九州地方整備局
佐伯河川国道事務所 佐伯出張所長 殿

氏 名 _____ 印

◆個人情報の保護

提供頂いた情報等の取扱いについては、個人情報保護法等の趣旨に則り適正に管理させていただきます。

【注意事項】

1. 刈草の積込・運搬は原則として希望者での対応となりますが、事情により積込・運搬が出来ない場合は、別途ご相談下さい。
2. 積込・運搬時等の作業において堤防や樋管等の施設に損傷を与えないようお願いいたします。万が一、損傷を与えた場合は、希望者の責任において佐伯河川国道事務所の指示のもとに、原形に復旧していただきます。
3. 搬出する刈草等の飛散防止のための安全対策には十分注意し、万が一、けが等を負わせた場合は、希望者の責任において対応していただきます。
また、飛散した場合には清掃を行ってください。
4. 刈草実施前には、大きな異物を除去しておりますが、取り切れないゴミ等異物が混入している場合があります。
5. 河川堤防には、いろいろな種類の草及び雑木が混在しております。希望者で、用途に適合しているか判断願います。万が一、提供した刈草により農作物及び家畜等に事故等が発生しても、佐伯河川国道事務所は一切の責任を負いません。
6. 引取り後の刈草は、不法投棄や転売をしないようにしてください。
7. 希望する量が確保できない場合がありますのでご了承ください。